

牧之原市部活動及び認定地域クラブ活動の基本方針

牧之原市教育委員会 平成 30 年 4 月制定
令和 6 年 3 月改訂
令和 8 年 10 月改訂

1 本方針の要約

本方針は、現行の牧之原市部活動の基本方針を引き継ぎ、部活動を生徒の成長と安心できる居場所として大切にしながら、少子化、指導者不足及び教員の働き方改革等に対応するため、学校部活動と地域クラブ活動を持続可能な形に整備するものです。

休日については、令和 8 年度から地域連携及び地域展開に着手し、令和 10 年度夏以降、すべての種目を認定地域クラブ活動へ移行します。平日については、地域の実情を踏まえ、可能な種目から段階的に進めます。

2 基本理念

1. 生徒が希望する活動に継続して参加できる機会を確保する。(現存する部活動が基本)
2. 活動を通して、主体性、協働性、責任感及び粘り強さを育む。
3. 生徒が安心して過ごせる居場所を確保する。
4. 指導者に過度な負担が生じない持続可能な運営を実現する。
5. 地域や家庭の状況による格差が生じないように、費用や移動等に配慮する。
6. 生徒の希望を尊重し、安全・安心で持続可能な活動環境を学校、地域、行政が協働して整える。



3 地域展開の基本的な考え方

移行時期:令和 10 年夏以降休日の活動を認定地域クラブへ転換する。

移行前の取組:令和 10 年夏までは学校部活動を基本とし、合同部活動、部活動指導員の配置、地域指導者の確保(教職員や市役所職員を含む)等をすすめる。

平日の活動:当面は学校部活動を基本とし、休日との連携がスムーズに進んだ種目から段階的に移行していく。(目標年度は後日決定する)

4 地域展開のロードマップ

牧之原市における部活動地域展開のロードマップ

年 度	R5～R7	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
国の流れ	改革推進期間	改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）			予想として、平日も全て……	
		休日：この期間内に原則 全ての学校部活動 において 地域展開 をめざす							
		平日：課題解決しつつ、更なる改革を推進（平日もできるところから実施）							
市の方針	休日の部活動を希望する教員と地域の指導者で 地域連携 を模索しながら子どもたちの活動を持続可能なものにする 部活動指導員配置5人	休	全ての部活動を合同部活動に		令和10年夏中体連大会以降				
		日	部活動指導員増員		認定クラブとして活動する				
		平日	学校部活動として活動する。				認定クラブ化をめざす		
市の動向	部活動地域展開検討委員会設置	市の専門機関立ち上げ				榛原地域義務教育学校開校	学校部局からスポーツ部局へ	相良地域義務教育学校開校	

5 現行学校部活動における取組

(1) 活動日・時間・休養日（認定クラブ活動も同様とする）

- ア 活動日 平日は週3日以内、土・日曜日はどちらか1日とすること。
- イ 活動時間 準備片付けを含め、平日は2時間程度、土・日曜日・祝日は4時間程度とすること。
※ 長期休業中や大会等は、各校が別に定めるガイドラインに従うこと。
- ウ 休養日 校長は、部活動のない日を設定すること。
※ 原則毎週月・水曜日、学校閉庁日、市防災訓練の日等

(2) 部活動指導員、外部指導者について

- ア 部活動指導員は、会計年度任用職員として指導にあたる「顧問」です。部活動指導員単独で大会や練習試合等への引率、練習をすることができます。
- イ 外部指導者（外部コーチ）は、技術的な面で生徒をサポートします。学校部活動として活動する場合は、顧問が必要になります。学校より市に登録を申請し、市教委で一括してスポーツ保険に加入します。
- ウ 市や県が主催する部活動の指導に関する研修会への参加を求める場合があります。

6 合同部活動について

部員数の減少や指導者不足等への対応のため、今後できる限り各種目を合同部活動にする方向で調整します。その際、各種目の特性には十分配慮します。合同部活動は、競技力を目的としたチーム編成や個人の救済措置ではないので、部員数の増加をもって学校単位の部活動に戻ることはありません。

- (1)活動場所 原則、平日は各校での活動とする。また、土日・祝日は拠点校での活動とする。
ただし、保護者の負担がなるべく平等になるよう配慮すること。
- (2)活動計画 主顧問は、「5(1) 活動日、活動時間、休養日について」に従い、活動場所を明らかにして活動計画書を作成、校長の承認を得てから活動すること。
- (3)休養日等 時期や行事等により練習機会を確保したい場合は、土日の両日を活動にあてることも考えられる。その場合は、校長の許可を得て行うとともに、会場を交互にしたり、前後の週で平日の活動を1日減らしたりするなどの措置を取り、生徒への負担が過度なものにならないよう配慮すること。



7 認定クラブとは

- 国が示す認定要件（ガイドライン遵守）認定手続き等に基づき、牧之原市において認定したクラブのことを「認定クラブ」といいます。
- 部活動の代替となる活動であるため、学校部活動で使用していた用具や練習場所については優先的に使用できます。
- 認定クラブは市内で各種目1チームを基本とします。（認定クラブ化される前までは合同部活動化を進め、そのまま認定クラブに繋げていきます。）
- 練習会場は今まで部活動が使用していた会場（中学校施設等）が活用できます。
- 教職員、市役所職員等の公務員は、兼職兼業の要綱に従って申請し、指導者として活動できます。指導者については、地域の指導者とします。各種目複数の指導体制がとれるよう、配置します。
- 各クラブの財源は受益者負担となりますが、できる限り低廉な金額となるようにします。
- 部活動として参加していた中体連・中文連の大会については認定クラブで参加できます。
- 練習会場への移動は各自もしくは保護者を原則とします。
- 本基本方針に則って活動します。

